居宅介護·訪問介護·日常生活自立支援事業編

※訪問介護・支援活動中に災害が発生した場合

訪問介護員(ヘルパー)・自立支援員自身の身を守り、利用者の安全を図ること。

〇避難が可能な場合

- *利用者を避難所に誘導する。(事前に各利用者ごとの避難所を確認しておく。)
- *避難の際は、二次災害防止のため、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。 (安全確保が第一。困難な場合は無理をしない。)
- *利用者の家族等に安否を連絡するためのメモを残す。
- *携行品は、貴重品や常備薬・オムツのほか、背負える程度の最小限にとどめる。
- *緊急車両の通行を妨げるなどの混乱を避けるため、避難に車の使用を控える。 (被災状況や、地域の実情に合わせて選択する。)
- *利用者を避難させた後、訪問介護員・支援員は自宅または介護サービスセンター、 避難所等、安全が確保できる場所に移動、自身の安否について必要な連絡を行う。

〇避難が不可能な場合

- *災害により落下しそうな物がある、転倒しそうな家具があるなど、危険な状況が確認された場合は、危険を回避するため障害物の除去等を行い、利用者の安全を確保する。 (困難な場合は無理をしない)
- *地域・近隣や関係機関(指定避難所や災害対策本部等)などに利用者が自宅にいることを伝え、救助を要請する。
- *その後、訪問介護員・支援員は自宅または介護サービスセンター、避難所等、安全が確保できる場所に移動、自身の安否について必要な連絡を行う。

■業務対応(責任者の役割)

- ・身の安全の確保
- ・訪問介護員・支援員との連絡(安否確認)
- •被害状況の確認
- •事業所の被害状況の確認
- ・必要な資機材・人員等の手配
- ・社協本部への連絡(報告)
- ・利用者の状況確認、必要な場合は福祉避難所等の利用手配を行う。
- ・事業継続の判断